

問9 日米安保条約第3条に関し、同条全体の趣旨及び条文中の各文言（具体的には、「個別に及び相互に協力して」、「それぞれの能力を」、「憲法上の規定に従うことを条件として」の3つ）の趣旨について、安保条約締結当時（1960年）、政府はどのように説明していたのか。また、これらについて、現時点での政府の立場いかん。特に、条文中の各文言の趣旨として、「これらが集団的自衛権の行使が憲法上できないために、かつ、この法理を条文上も明らかにするために措置されたもの」であると解してよいか。（同旨 法制局長官）

【キーワード】

- 日米安保条約第3条は、日米両国は、憲法上の規定に従うことを条件として、個別に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を維持し発展させる旨を規定している。
- 同条の規定については、従前、すなわち昨年7月1日の閣議決定以前は、政府としては、
  - ①沿革的には、米国の上院で1948年に決議されたヴァンデンバーグ決議を背景とするものであり、北大西洋条約その他の防衛条約にも類似の規定があること、



- ②同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行い、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持った国でなければならないということであること、
- ③ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としていることを説明していたところである。

- また、「個別に及び相互に協力して」及び「武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力」との文言については、「共同」や「集団的」といった文言を用いる場合、いかにも日米が一体となって防衛能力を維持・発展させるような印象を与えることから、かかる文言とした旨説明されていたところである。
- その上で日米安保条約第3条は、「憲法上の規定に従うことを条件として」との文言から明らかなどおり、特定の憲法解釈に立ち入った規定ではない。

（要すれば）

- 日米安保条約締結当時の国会審議においては、政府から、①同条の実施は憲法第9条第2項で認められた



範囲内で行われるものである、②我が国の能力の維持・発展については、我が国が自主的に決めるものであることが規定上明らかとなっている、旨の説明がなされていると承知しており、これらについては、現時点においても、何ら変更はない。

(更に、「個別的に及び相互に協力して」及び「武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力」との文言の趣旨について、「集団的自衛権行使が憲法上できないために、かつ、この法理を条文上も明らかにするために措置されたもの」であると解してよいかと問われる場合)

○(繰り返しになるが)お尋ねの文言については、日米安保条約締結当時の国会審議において、「共同」や「集団的」といった文言を用いる場合、いかにも日米が一体となって防衛能力を維持・発展させるような印象を与えることから、かかる文言とした旨説明されていたところである。

(日米安保条約締結時の政府の説明からすれば、同条約第3条の規定が、我が国が集団的自衛権を行使できないことを前提にしていることは明らかである等と追及ある場合)

○(繰り返しになるが)日米安保条約第3条は、「憲法上の規定に従うことを条件として」との文言から明らかなどおり、特定の憲法解釈に立ち入った規定ではない。

この規定を含め、日米安保条約は、我が国の憲法解釈の下で実施されることになる。

(注)北大西洋条約等に見られる同旨の規定と比較した場合、日米安保条約第3条には、「憲法上の規定に従うことを条件として」という文言があるほか、

- ① 「単独に及び共同して (separately and jointly)」とある箇所は、日米安保条約第3条において「個別的及び相互に協力して (individually and in cooperation with each other)」とされ、
- ② 「個別的及び集団的能力 (individual and collective capacity) (※)」とある箇所は、同条において「それぞれの能力 (their capacities)」とされている。

(※) 集団的「自衛権」という文言ではない。

【参考1】平成27年3月20日 参・予算委 小西洋之君議場配付資料(関連部分のみ)(別添1)

【参考2】参議院議員小西洋之君提出日米安全保障条約と集団的自衛権行使との関係に関する質問に対する答弁書(平成27年3月24日閣議決定)(答弁書)

一から四までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)第三条は、日米両国は、憲法上の規定に従うことを条件として、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を維持し発展させる旨を規定している。

同条の規定については、従前(「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)の決定前)、政府としては、沿革的には、米国の上院で昭和二十三年に決議されたヴァンデンバーグ決議を背景とするものであり、北大西洋条約その他の防衛条約にも類似の規定があること、同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する

の基本的な論理に基づく必要最小限の自衛のための措置として武力の行使が憲法上許容される、こうした判断に至った次第です。

ですから、この第三条の規定、憲法上の規定に従うことを条件としてとされており、今申し上げましたような考え方に基づいて、憲法に対する考え方が変わったわけですので、それに従ってこの三条が適用される、こういった考え方に立ったならば、御指摘のようなことは当たらないのではないかと我々は考えております。

#### (2) 平成26年10月16日 参・外防委 岸田外務大臣答弁

(小西洋之君) 日米安保条約は国会承認を受けています。国会承認すなわち国会の憲法解釈として、国会の憲法解釈として、憲法9条において集団的自衛権の行使はできないという考えを、この「憲法上の規定に従うことを条件として、」という言葉をやさげ選んで、これはその立法過程の議事録に載っています、やさげ選んで、集団的自衛権の行使を禁じているという解釈の意味を含めて国会承認をしています。であるならば、もし集団的自衛権の行使を解禁したいのであれば、日米安保条約第3条を変えなければいけないんじゃないんですか。もう一度国会承認を得なければいけないんじゃないんですか。かつ、条約は閣議決定のはるか上にあります。閣議決定は法令に違反することはできません。また、条約は実は法律よりも上にあります。この春にやると言っている自衛隊法等々の改正よりも更に上にあります。

日本は集団的自衛権の行使はできないという国会承認を変える、この日米安保条約第3条をもう一度改正しない限り、日本は、我が国は集団的自衛権の行使はできない、そういう解釈でよろしいですか。

(岸田外務大臣) まず、日米安保条約第3条におきましては、「憲法上の規定に従うことを条件として、」というふうに明記をしております。「憲法上の規定に従う、」こういった規定になっているわけですが、一方、7月1日の閣議決定につきましては、我が国を取り巻く国際情勢が大きく変化の中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため政府として何をすべきかという問題意識の下に議論を行い、そして、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための合理的な当てはめの帰結を導いたものであります。

このように、憲法の解釈において変更が行われたわけですから、安保条約第3条において「憲法上の規定に従う」とされている部分、これも憲法解釈の変更に従う、これは当然のことだと我々は思っております。

#### (3) 昭和35年6月8日 参・日米安保特委

(高橋政府委員) 次に第三条は、バンデンバーグ決議の趣旨にのっとったものでございますし、この同種の条約にこれと似たような規定がございますが、本

条は、これら一般的な型のものとははっきりと違った点がある次第でございます。その第一点は、「憲法上の規定に従うことを条件として」という明確な留保が付けてある次第でございます。これはわが憲法の第九条の規定を念頭に置いて入れられた文句でございます。また「締約国は、個別的に及び相互に協力して、」——通常ここは「単独に及び共同して」となっておりますが、この場合、「個別的に及び相互に協力して、」という文句に変えた次第でございます。また、「武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力、」これにつきましては、通常は「個別的の及び集団的の能力」というふうな書き方になっておりますが、これを「それぞれの能力」というふうに改めた次第でございます。これは共同とか集団的とかいう言葉になりますと、いかにも日米両国が一体となって防衛能力を維持発展させるものであるというような印象を与えるところから、はっきりとこのような文句にした次第でございます。

#### (4) 昭和35年3月11日 衆・日米安保特委 岸内閣総理大臣

条約第三条の規定は、アメリカにおけるバンデンバーグ決議と言われるものの精神を取り入れてございます。アメリカが他の国と相互防衛の条約を結ぶ場合においては、少なくとも相手国が自分の国を自分で守るという意思を明らかにし、またそれについての努力をしている国とでなければ、そういう条約は結ばないという建前が、アメリカのとってきている建前でありました。従って、こうした条約については、いろいろとこの趣旨を盛り込んだ規定を設けております。しかし、今回の条約第三条も、他の同種の、似通った条約のこの種の規定とは、字句等におきまして、特別な憲法の規定を持ってある日本としまして、十分注意して設けているのであります。そうして、これは言うまでもなく、日本が独立国として日本の国を守る、これに必要な防衛力を、国力、国情に応じて漸増するという国防会議の基本方針にのっとり、日本としてはできるだけ力を持って日本みずから守るのだという意味をもって、またその意図のもとに努力していることは当然でありますから、その事柄をこの規定において明らかにしたわけでありました。それぞれの能力を維持し発展するというのにつきましては、それぞれのうち、日本のこの能力の維持発展につきましては、日本が自主的にきめるものである、アメリカのこの能力を維持発展することは、これがアメリカが自主的にきめることであるということを明瞭ならしめておるのであります。そうして、今申しましたように、日本としては、国力、国情に応じて効果的な防衛力を漸増していくという方針にのっとり従来もやって参っておりますし、今後もその方針でやるということにつきましては、何ら変わっておらないのであります。その通りにやっていくつもりであります。しかして、具体的に年々どういうふうに増強していくか、あるいは維持していくかということにつきましては、もちろん、過去におきまして、われわれは、決して、毎年どれだけふやさなけ

ればならぬということの義務を負ったものでもなければ、今後においてもそういうものを負うものではありません。あくまで国力、国情に応じて日本はこの能力を自主的に維持し発展するのであります。こういう意味において、この条文によって新たな防衛力増強の義務を加重せられたものであるというような考え方は、全然間違っておるのでありまして、われわれのやってくるにつきましては、従来と何ら変わらないのであります。

(5) 昭和35年4月5日 衆・日米安保特委 藤山國務大臣

武力攻撃に抵抗する能力でございますけれども、同時に、第三条に「憲法上の規定に従うことを条件として、」ということが書いてございます。これは日本憲法の第九条でございます。従って、自衛力の限界というものがはっきりいたしておりますので、武力攻撃に抵抗する能力というのは、自衛力の範囲だと御了解願いたいと思います。(中略)

今お読みになった「武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を」「維持し発展させる。」という、その中間に「憲法上の規定に従うことを条件として、」ということがございます。従って、日本におきましては自衛力を維持させるということなんでありまして、これはそれぞれの能力で日本自身がきめる限度内においてこれをきめていく。そして日本といたしましては、国防会議の決定もでございます。その線に沿って進めて参るわけでありまして、何かこの条約でもって、新たにこういうことをやるのだということに義務づけられたものではございません。

(6) 昭和35年3月11日 衆・日米安保特委 林(修)政府委員

(林政府委員)これは第三条に書いてございます通りに、「憲法上の規定に従うことを条件として、」ということになっております。従いまして、私どもいたしましては、憲法第九条第二項において保持を認められている範囲の自衛力、実力、もちろんこの範囲以上のものを増強することは憲法上できないわけでございますし、また、それ以上のものを保持するというようなことをここで宣言したわけでもないわけでございます。当然に日本の持つべき、あるいは持ち得る能力、軍事的な能力——能力は軍事的のもののみでないということを今条約局長が申し上げましたけれども、その中の軍事的な問題になりますれば、当然憲法九条二項で認められた範囲内、かように考えておるわけでございます。

(石坂委員)先ほど総理の答弁のうちにも、この条約の文言は、他の類似の条約の文言と多少違っておる、こういうふうな趣旨のお答えがあったのであります。なるほど、この条項は、NATOの第三条と同じ文言のようであります。しかし他の諸条約、すなわち、米華条約、米韓条約、米比条約、あるいはSEATO及びANZUS等のそれぞれの第二条とは多少違っておる。

その相違点は、「武力攻撃に抵抗するための個別的及び集団的能力」となっておるのであります。本条約第三条の「武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力」というのは、今私が指摘いたしましたように、武力攻撃に抵抗するための個別的及び集団的能力、かように解してよろしいのか、あるいはそうではないのか、これを解明していただきたい。

(林政府委員)この点は、ただいま御指摘の通りに、米韓、米比あるいはSEATO、ANZUS、それからNATOとも違った表現をとっております。今NATOと大体同様であると仰せられましたけれども、NATOとも、ごらんになれば違った表現をとっているはずでございます。第一の点は、憲法上の規定に従うことを条件とする云々が入っているのが、今度のわが安保条約の一つの特色だと思えます。もう一つは、ただいま仰せられましたように、ほかの相互防衛援助条約では、個別的または集団的能力という言葉になっております。この点をわざわざ除いたのは、やはり日本の憲法の特殊性などから私ども考えたわけございまして、個別的は別問題といたしまして、集団的能力、コレクティブ・キャパシティという言葉は、たとえばNATOなどでも使っております。ほかの相互防衛援助条約でも使っております。これはやはりNATOの例をとってみれば、つまりNATO加盟国全体を打って一貫とした一つの防衛力、そういう意味ではないかとわれわれ考えるわけでありまして。そういたしますと、やはり個々の国自体、自分を守る能力を越えて、一つのNATO諸国全体を打って一貫とした集団的防衛力、こういうことの意味を持つということ、それぞれの国が宣言しておるわけでございます。そこまでいくと、やはりこれは日本の憲法の上で問題になるのではないかと私ども考えまして、こここのところにつきましては、それぞれの国が、それぞれの自国の防衛のための必要な能力をそれぞれ維持していく、そういう点にとどめるのがほんとうではなかるうか、そういう意味で、今の個別的または集団的能力という表現を除いてあるわけでございます。それと同時に、これは英文で申しますと、たとえば、ほかの相互防衛援助条約では、みなキャパシティというのは単数で出ております。インディビジュアル・オア・コレクティブ・キャパシティとなっております。これを特にキャパシティーズと複数にした点も、それぞれが、それぞれの自分の国を守るに必要な能力を維持し、発展する、そういう趣旨を表わすつもりでやったわけでございます。この点は、相当ほかの相互防衛援助条約とは違ったニュアンスを持たせる、そういうつもりでございます。

【参考2】日米安保条約第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。